

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐土原福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用弁償等は、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会への出席に係る職務執行の対価として、報酬及び費用弁償費を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬及び費用弁償費を支給する。
- 3 役員等が理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合に係る職務執行の対価として、報酬及び費用弁償費を支給することができる。

(報酬等の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とし、費用弁償費の額は、別表3に定める額とする。
- 3 理事が、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表2の定めによることとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人及び施設運営のための業務にあ

たった都度、又は翌月末日までに現金により支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費の支給)

第6条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表4により旅費を支給することができる。

2 出張を命ぜられた者は、あらかじめ旅費伺・命令簿(別紙用紙1)を理事長に提出して、承認を受けるものとする。

3 旅費は、原則として法人事務局から目的地まで又は目的地から法人事務局までの経路及び方法により計算する。ただし、特別の事由があるときは、居住地から目的地まで又は目的地から自宅までの旅行を命ずることができる。この場合の旅費は、居住地から目的地まで又は目的地から居住地までの経路及び方法により計算する。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料とする。

2 交通費は、車賃、鉄道賃、船賃、航空賃とする。

3 日当及び宿泊料は別表4の通りとする。ただし、主催者が定めた宿泊料がある場合は、その額とする。

4 有料道路料金及び駐車場代は、実費を支給する。

(旅費の請求手続き)

第8条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書・領収書(別紙様式2)に必要な書類、領収書を添付して、理事長に提出しなければならない。

(旅費の支払及び精算)

第9条 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日の評議員会の議決日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年2月20日から改正適用する。

別表 1（第 4 条関係）

役職名	業 務	報酬の額
役員・評議員	理事会・評議員会等の会議への出席	10,000円
監 事	監事監査のほか監査に係る業務	10,000円
理 事 長	理事会・評議員会等の会議への出席 理事長業務	15,000円
役 員 等	理事長命令により法人・施設運営の ためにあつた業務	10,000円

別表 2（第 4 条関係）

役職名	業 務	報酬の額
理 事 長	①代表権を必要とする理事長業務 ②就業規則に定める勤務時間以外の 時間で、法人・施設運営のためにあ つた業務 ③理事会・評議員会等の会議への出 席	15,000円
理 事	①就業規則に定める勤務時間以外の 時間で、理事長命令により法人・施 設運営のためにあつた業務 ②理事会・評議員会等の会議への出 席	10,000円

別表 3（第 4 条関係）

距 離（往復/県内）		費用弁償額の額
居 住 地 から 法 人・施設までの距 離	10km 未満	2,000円
	10km 以上 20km 未満	3,000円
	20km 以上 40km 未満	4,000円
	40km 以上	5,000円

	理事が当法人の職員を兼ね、法人又は施設において職員として業務に従事している当該日	支給しない
--	--	-------

別表4（第6～7条関係）

旅 費	理事長命令の出張先までの距離	第7条5相当額
交通費	10km 未満	2, 0 0 0 円
	10km 以上 20km 未満	3, 0 0 0 円
	20km 以上 40km 未満	4, 0 0 0 円
	40km 以上 (県内)	5, 0 0 0 円
	県外	1 0, 0 0 0 円
	鉄道・船賃・航空賃	実費相当額
日当	県内 片道 50 km 未満 (業務時間が3時間以上)	3, 0 0 0 円
	県内 片道 50km 以上	3, 5 0 0 円
	県外 (※乙地方)	4, 0 0 0 円
	県外 (※甲地方)	5, 0 0 0 円
宿泊料	県内	1 1, 0 0 0 円
	県外 (※乙地方)	1 3, 0 0 0 円
	県外 (※甲地方)	1 5, 0 0 0 円

※表中甲地方とは、東京都、大阪府及び政令指令都市、又はこれらに準ずる地域で理事長が認める地域をいい、乙地域とは、その他の地域。